

岡山県スポーツ合宿支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、スポーツ団体等が行う合宿の誘致を促進し、本県スポーツの振興、地域の活性化及び県の情報発信を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる合宿（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる各号の要件を全て満たすもののうち、知事が特に認めるものとする。

- (1) 国際大会、全国大会への出場を目指す団体が行う合宿であること。ただし、高校生の団体については、国際大会又は全国大会に出場する団体に限る。
- (2) 県外に所在する団体（団体の所在地が岡山県の区域外にあるもの）が岡山県内の社会体育施設を利用して実施するスポーツ合宿であること。
- (3) 参加者が県内の宿泊施設へ延べ100人泊以上宿泊する合宿（人泊とは、宿泊人数に宿泊数を乗じて得た数をいう。）であること。
- (4) 合宿を行う団体名、合宿場所、合宿期間及び合宿を行った感想並びに合宿を行っている状況の分かる写真について、県内のスポーツイベントの情報等についてインターネットを通じて提供する「おかやまスポーツナビ」に掲載することに同意する団体であり、かつ地元との交流を図る団体が行う合宿体であること。
- (5) 合宿期間中に地元との交流を積極的に行う合宿であること。
- (6) 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とする合宿でないこと。
- (7) 県又は県から補助金等の交付を受けている団体から補助を受けていない合宿であること。

2 補助事業が複数年度にわたる場合の補助金交付年度は、当該合宿の最終日が属する年度とする。

3 この補助金の交付を受けたことがない団体に補助する。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる団体は（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項に掲げる補助事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、次の各号のいずれかに該当する団体は、この補助の対象となることができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）

- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（認定申請）

第4条 補助事業者の認定を受けようとする者は、補助事業を実施する30日前までに補助対象事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて岡山県環境文化部スポーツ振興課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 合宿日程表
- (4) 施設使用料が記載されたもの（見積書写し等）

（認定の通知等）

第5条 課長は、前条の規定による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助事業者として認定するとともに、岡山県スポーツ合宿支援事業補助対象事業認定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

2 課長が、補助事業の認定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業等の内容を変更する場合は、課長に認定内容変更の申請を行うこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

（認定内容の変更等）

第6条 補助事業者は、補助事業等の経費の配分の変更又は補助事業等の内容を変更しようとする場合は、岡山県スポーツ合宿支援事業補助対象事業認定内容変更申請書（様式第3号）及び第4条第1号から第4号までに掲げる書類（変更後の内容を記載したもの）を課長に提出しなければならない。

2 課長は、第1項の規定による変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは変更認定の決定を行い、補助事業者に岡山県スポーツ合宿支援事業補助対象事業変更認定通知書（様式第4号）を送付するものとする。

3 課長は、変更申請書の内容が、補助対象事業に該当しないと認めるときは、補助事業者としての認定を取り消し、岡山県スポーツ合宿支援事業補助対象事業認定取消通知書（様式第5号）を送付するものとする。

（補助対象経費、補助額及び補助上限額）

第7条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助額は、次の表のとおりとする。ただし、補助額の総額は75万円を上限とする。

| 補助対象経費 | 補助額 |
|--------|---------------------|
| 宿泊料 | 実際の人泊数×2,000円 |
| 施設使用料 | 施設使用料の1/2（100円未満切捨） |

（補助金の交付申請）

第8条 補助事業者は、岡山県スポーツ合宿支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、合宿の終了後速やかに、知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績報告書（別紙3）
- （2）団体宿泊証明書（別紙4）
- （3）補助対象経費の領収書の写し
- （4）合宿参加者名簿（別紙5）
- （5）合宿日程表
- （6）合宿を行った感想（200字程度、様式は任意）及び合宿実施風景の写真
- （7）前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定の通知）

第9条 この補助金の交付決定及び額の確定の通知は、岡山県スポーツ合宿支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けたときは、補助金請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（遅延利息）

第11条 補助事業者は、前条の規定に基づき補助金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

（検査等）

第12条 知事は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに補助事業者に対して報告を求め、又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から適用する。
- 2 平成27年4月1日から平成27年4月30日までにおいて実施される合宿で、特に知事が認めるものについては、第4条の規定に関わらず補助の対象とすることができる。
- 3 県内で開催されるスポーツ大会等の参加に併せ、事前に合宿を行っていた場合、大会開催前日以降の宿泊は、第2条第1項第2号の宿泊数の対象としない。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。